

八代市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（案）に対する意見募集（パブリックコメント）の結果

1 意見募集の期間 令和7年12月26日（金）～令和8年1月19日（月）

2 意見の件数 10件

3 意見の取扱い

- ・寄せられた意見をもとに、条例（案）の修正を行うものについては、反映欄に「○」を付けています。
- ・上記以外については、今後の参考とさせていただきます。

No.	該当箇所	意見の概要	本市の考え方	反映
1	第7条第6号	●災害時の対応について ・情報が届きにくい方への支援をもっと進める必要があるのではないか。 ・災害時、避難所で職員とのコミュニケーションが取れず困ることがある。 ・熊本地震の経験も踏まえ、平常時からの準備を進めてほしい。 ・全ての避難所に手話通訳者の配置は難しいと思うが、代替手段はあるか。 ・避難所で弁当配布の案内が聞こえず、周囲が動いてから気づいた経験がある。文字での案内があると助かる。	災害時の情報伝達は非常に重要であり、平常時からの準備が必要と考え、第7条（基本的施策）第6号に規定しています。 避難所ごとに手話通訳者を配置することは人材不足もあり難しいため、筆談ボードや文字情報の活用など、代替手段を検討し、避難所でのコミュニケーション支援を進めていきたいと考えています。	
2	—	・障がい者週間や耳の日に合わせたイベントは行われるのか。内容は決まっているのか。	手話言語の普及と障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進していくためには、周知啓発が大事だと考えています。そのため、障がい者週間等の機会を捉えて、イベントの実施や庁舎内でのパネル展示、チラシの配布等を実施していく予定としています。イベント等の時期や具体的な内容は、条例施行後に正式に決定していきたいと考えています。	
3	—	・当事者の意見を聞く場を設けてほしい。	障がい者団体の代表等が参加している「障がい者支援協議会」において、困りごとや課題の共有を行っています。 条例施行後の取組を検討するにあたり、今後は、関係団体の会合への参加や市ホームページ上での意見募集等、対話の機会を設けていきたいと考えています。	
4	—	・条例の周知はどのように行われるのか。	条例の内容について、チラシ、市のホームページやSNS等を使って周知します。点字、音声での周知も行います。	
5	—	●市庁舎における手話でのコミュニケーションについて ・市役所に手話通訳者がいる時間は延長されるのか。 ・庁舎に、手話ができる職員が常駐していると安心できる。または、庁舎でコミュニケーションがとれるツールがあると良い。	市庁舎における手話通訳者の配置については、手話通訳者の数の確保等の課題もあり、今後、要望を踏まえて検討していきます。なお、庁舎に手話通訳者が配置されていない日時で、手話によるコミュニケーション支援が必要な場合は、手話奉仕員派遣事業が活用できます。 また、簡単な手話を学ぶ手話講座を職員向けに始めましたが、職員が手話で会話することは、難しいため、筆談等の手話以外の手段でも、コミュニケーションが取れるよう環境整備を進めていきます。	